

萩・山口・防府連携文化観光推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、萩・山口・防府連携文化観光推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「法」という。）第11条の規定により、文化観光拠点施設（法第2条第2項に規定するものをいう。次条において同じ。）を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第12条に規定する地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関、団体をもって組織する。

(委員)

第5条 協議会に委員を置く。

2 委員は、第4条の各機関、団体から選出された者をもってこれに充てる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員を選任)

第7条 会長は、萩市 観光政策部 萩博物館長をもって充てる。

2 副会長は、会長が委員の中から指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、特別な理由があるときは、その限りではない。また、再任を妨げない。

(役員 の 職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ、会議を開き、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして表決を委任した者は、出席委員の数に加えることができる。

3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び変更に関すること。

(2) 地域計画の作成に関すること。

(3) 地域計画に定めた事業の実施に係る評価に関すること。

(4) その他協議会に係る事項に関すること。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、会議の委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

6 会長が認めた場合に限り、書面により委員等の過半数の同意によって議決することができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、山口県観光スポーツ文化振興課に事務局を置く。

2 事務局長は、山口県観光スポーツ文化振興課長をもって充てる。

(解散)

第12条 協議会は、第2条に規定する目的が達せられたとき、協議会の議決によって解散する。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。ただし、重要な事項は協議会に諮るものとする。

附 則

この会則は、令和3年3月1日から施行する。

別表

(機関・団体)

区分	機関・団体
地域計画作成 主体自治体	萩市
	山口市
	防府市
文化観光拠点施 設の設置者及び 管理者	山口県
	山口県教育委員会
	山口県立美術館
	山口県立萩美術館・浦上記念館
	山口県立山口博物館
	萩博物館
	萩・明倫学舎
公益財団法人毛利報公会	
文化観光推進事 業者	一般社団法人山口県観光連盟
	一般財団法人山口観光コンベンション協会
	一般社団法人萩市観光協会
	一般社団法人防府観光コンベンション協会

別紙

(委員)

機関・団体
萩市 観光政策部 まちじゅう博物館推進課長
山口市交流創造部文化交流課長
防府市地域交流部おもてなし観光課長
山口県観光スポーツ文化部文化振興課長
山口県教育庁社会教育・文化財課長
山口県立美術館 副館長
山口県立萩美術館・浦上記念館 副館長
山口県立山口博物館 副館長
萩市 観光政策部 萩博物館 館長
萩市 観光政策部 萩・明倫学舎推進課長
毛利博物館 館長
一般社団法人山口県観光連盟 誘客・プロモーション部 部長
一般財団法人山口観光コンベンション協会 事務局長
一般社団法人萩市観光協会 専務理事
一般社団法人防府観光コンベンション協会 専務理事